

ネットワーク 資料保存

第105号 2013年9月

日本図書館協会
資料保存委員会

文書館施設ってなんですか？

—図書館員のための文書館入門—

新井浩文

はじめに —図書館との違い—

最近、「アーカイブズ」という言葉をよく耳にするようになりました。アーカイブズとは、現用の文書や記録＝レコードに対して、一定期間の時を経過して歴史的な意義を持った文書や記録そのものを指す言葉であります。これらを保存する施設の総称としても使われています。日本国内には、現在のところ公文書館・文書館・資料館等々、名前は様々ですが、全国に約60余ものアーカイブズ施設があります（ここでは、仮に一元的に文書館と呼びます。）。では、これらの文書館施設はいったい何をしているところなのでしょう？

小稿では、この特集を組むにあたり、まずはその設立経緯と現在の状況について簡単にふれておきたいと思います。

1. 図書館・博物館との違い

まずは、図書館や博物館との大きな違いについて確認しておきたいと思います。1つ目は、図書館が刊行物等の二次資料を主に扱うのに対して、文書館はこの世に一点しかないオリジナルな一次資料を主に扱う施設であるということです。この点はある意味、博物館と扱う資料の性格という点では同じかも知れません。2つ目は、「〇〇家文書」あるいは「〇〇課移管文書」といった形で文書群単位、かつ出所別に資料を扱い整理・公開しているということです。これを「現秩序の維持」「出所原則」と呼んだりしますが、一点重視型の博物館資料に対して、資料群ごとに取り扱うという点に大きな特徴があると言えるでしょう。そして、3つ目は、自治体や学校、会社といった各組織が自ら作成した文書や記録を広くみんな（市民や県民）のために、未来まで保存・公開する施設であるということです。この3つ目が文書館施設の最大の特徴ではないでしょうか。なお、公開にあたっては、自治体の公文書を扱っている文書館の場合、当然の事ながら公開に際しては、公開非公開の判断が求められるところとなります。この点は、原則公開が当たり前の図書館と異なる性格を持

CONTENTS

文書館施設って何ですか.....	新井浩文	1
福岡共同文書館について.....	小原康弘	4
天草アーカイブズの活動紹介.....	金子久美子	6
ASJとアーキビストカフェ.....	アーキビスト・サポート	8
図書館員のためのアーカイブズ入門書.....	新井浩文	10
〈参加報告〉資料保存セミナー「水に濡れた塗工紙の対処方法」.....	青木留美子	11
IFLA大会紹介.....	岡橋明子	11
editor's desk.....		12

っていると言えます。

2. 文書館設立の経緯

では、そもそも文書館施設はなぜできたのでしょうか？ 欧米諸国には、古くからアーカイブズと呼ばれる施設があり、図書館・博物館と並ぶ三大文化施設として設置されてきました。そのメイン機能は記録の管理を行うところであり、まさに歴史的に重要な文書を保管し将来に残すための施設です。お隣の中国でも檔案館と呼ばれる文書館施設があり、アジアでも古くからその存在が知られていました。

我が国では江戸幕府にも記録御用所が存在したように、それに類似する施設は存在していましたが、欧米諸国に追いつきたい明治新政府は、一度は海外視察に行った伊藤博文や岩倉具視らの意見によって、欧米の文書館施設であるアーカイブズ制度の導入を考えますが、最終的には実現しませんでした。この点が、図書館や博物館がその後設置されて広く全国に普及した点と大きく異なる部分です。明治政府は、歴史資料として重要な記録や文書類を編纂物という形で残すことを重要視したのでした。その結果として公式記録として編纂されたのが「公文録」や「公文類聚」等です。

その後、第二次世界大戦を経て、空襲による都市部の荒廃や公文書の消失、農村の崩壊による記録・文書類の散逸等が問題化しました。このため、各地でこうした関係資料の調査が実施されるとともに、その散逸を防ぐための法設立が、各方面から要望としてあがってきました。その結果として、設立された施設の一つに文部省史料館（前国文学研究資料館史料館、現国文学研究資料館）があります。さらに、役所で保管する現用期間が過ぎたために、これまで廃棄されていた有期限の行政文書を歴史資料として保存することの重要性も指摘されはじめました。折しも、地方の国立大学に農村部の古文書資料を集約させるという「国立大学史料センター」構想が立ち上がった時期と重なったこともあり、地方の研究者や自治体関係者がこの構想に反対するとともに、文書館施設の建設を強く求める運動が起こり、その延長線として「歴史資料保存法」の設立要求が諸学会を通じて出さ

れました。1960～70年代にかけてのことです。この運動の基本理念としては、歴史資料として重要な古文書や行政文書を国や地方公共団体が責任をもって保存・公開していくことが求められていました。その結果、日本学術会議からは国に対して、1959年に「公文書散逸防止について」、ついで1969年に「歴史資料保存法の制定について」がそれぞれ勧告として出されました。この運動は、その後も学会や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会など関係諸団体を中心にねばり強く続けられました。そして、最終的には「歴史資料保存法」の内容を踏襲しながらも公文書に比重を置く形で1987年に議員立法として「公文書館法」が制定され今日に至っています。

なお、「公文書館法」施行以前にも、山口県立文書館や京都府立総合資料館、埼玉県立文書館等が先の文書館設置運動の延長線上で、自治体の条例という形で設置されました。

3. 「公文書館法」と「公文書管理法」

このようにして誕生した「公文書館法」ですが、その条文は次の7条から成り立っています。

（目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要

な公文書等についての調査研究を行う専門職員
その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成
十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、
国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設
置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で
定めなければならない。

（資金の融通等）

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館
の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努め
るものとする。

（技術上の指導等）

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、
その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技
術上の指導又は助言を行うことができる。

以上の他、附則として、（専門職員について
の特例）として、「2 当分の間、地方公共団
体が設置する公文書館には、第四条第二項の専
門職員を置かないことができる。」とされてお
り、その養成制度の在り方や資格認定をめぐ
って様々な意見や動きがあります。ちなみに、独
立行政法人国立公文書館には現在、専門職とし
て公文書専門官が配置されています。

なお、文書館施設を巡る新たな動きとして、
2009年7月に「公文書等の管理に関する法律」
（以下、「公文書管理法」）が成立し、現在施行
されています。この法律によって、国の公文書
はその発生段階からむやみに廃棄されたりしな
いよう、厳しい管理下におかれることになると
ともに、国立公文書館で永久保存される歴史的
公文書と、それ以外の文書が作成時点から選別
されることになりました。「同法」の成立により、
これまで「公文書館法」は非現用文書が対象だ
ったため、第二条で「現用のものを除く」とさ
れていて懸案だった現用文書についても、保存
の網をかけることが可能となりました。

おわりに 一図書館へのアプローチ

以上、簡単に文書館の仕事やその設立経緯、
現在の状況についてごく簡単に述べさせていた
だきました。最後に、今後の図書館との関係で
注目される動きについて2点ほど触れておきた

と思います。

まず1点目は、先の「公文書管理法」成立の
際の参議院付帯決議の十四に「一部の地方公共
団体において公文書館と公立図書館との併設を
行っていることを踏まえ、これを可能とするた
めの支援を検討すること。」という意見が付さ
れている点です。既にご承知のように、現在、
地方の県立図書館の一部には、公文書館機能
を持つ館が誕生しています。確かに、閲覧による
公開という機能上、図書館に文書館機能を持
たせることは現実性があるといえるかも知れま
せん。しかし、その際に重要となるのは、冒頭
に述べた図書館と文書館との機能に関する相
違点だと思います。その違いを理解した上で、
双方の機能を活かしていけるのならば問題は
少ないと思います。要は、図書館員のみな
さんが、どれだけ文書館を理解しているかが
鍵となるでしょう。

2点目は、保存に関することです。とくに
1980年代以降、大きな問題となった酸性紙
や1990年以降に問題化したマイクロフィル
ムの保存環境、さらには近年の電子媒体の
保存等については、図書館だけでなく、文
書館施設にとっても大きな課題となってい
ます。この点は、これまでこうした諸問題
について積極的に取り組んできた図書館
関係者の経験や情報に頼らざるを得ない
点が多々あります。先輩としての図書館
が、後輩の文書館施設に対して積極的
に関わり、この分野については共同で
今後もその対策等について取り組んで
いく必要が益々増えるでしょう。その
ためのネットワーク組織として、日本
図書館協会や全国歴史資料保存利用
機関連絡協議会があり、そこから発
信されている最新情報を積極的に活用
していただけたらと思います。

そのために、この特集が少しでもお役に
立たなれば、関係者としては嬉しい限
りです。みなさんの今後の活躍に大
いに期待しております。

（あらい ひろふみ・資料保存委員）

福岡共同公文書館について

小原康弘

1. はじめに

福岡県と福岡県自治振興組合^(注i)(以下「組合」という。)が共同で設置・運営する全国初の取組として「福岡共同公文書館」は、平成24年11月18日開館しました。

福岡共同公文書館は、福岡県立公文書館及び福岡県市町村公文書館の総称です(以下「共同公文書館」という。)

福岡県内には、それまで、北九州市及び福岡市には公文書館が設置されておりましたが、県立の公文書館は未設置であり、他の58市町村にも公文書館はありませんでした。

この「共同公文書館」の開館により、福岡県下全ての自治体に係る歴史公文書等が適切な環境で体系的・一元的に保存され、将来にわたる行政の説明責任を果たすことが可能となり、また、市町村合併により今後旧市町村の自治の記憶が薄れかねない中、共同公文書館が各地域の自治と文化の記録を残すことで、地域住民による自治の比較や検証が可能となりました^(注ii)。

2. 設置目的と意義

共同公文書館は、長期にわたり重要な価値を有する公文書等を住民の共通の財産として継続的に後世へ伝え、一般の利用に供するとともに、公文書等の管理・保存・利用に関連する調査研究を行い、行政に活用することにより、効果的な行政運営に寄与することを目的として設置されました^(注iii)。

県と市町村が共同で設置・運営することで各自治体の単独設置による財政負担を軽減し、公文書等を適切な環境の下、体系的かつ一元的に管理することが可能となりました。

また、利用の側面からは、共同公文書館で県と58市町村の公文書等が一度に閲覧することができるようになります。

3. 運営

施設には、福岡県立公文書館と福岡県市町村

公文書館が組織体としてそれぞれ存在しております。

職員は県職員及び市町村職員で構成し、福岡県立公文書館及び福岡県市町村公文書館のそれぞれの職員として併任発令を受け、公文書館業務に一体的に従事します。

共同公文書館の管理運営に要する経費は、原則として県と組合が折半します。

4. 施設

地上4階建て、敷地面積6,142㎡、延べ床面積5,440㎡、文書保存庫は一定の温度と湿度で管理しています。文書保存庫の書架総延長は26.4kmで80万冊以上の文書を収蔵することが可能です。

また、所蔵資料は福岡共同公文書館ホームページ^(注iv)の「所蔵資料検索」で検索することが可能です。



文書保存庫

5. 保存

共同公文書館で保存する歴史公文書(アーカイブズ)は、県及び市町村(以下「移管元自治体」という。)において、明治期以降に作成された公文書のうち、保存期間が満了したもの(非現用文書)が対象で、福岡県及び県内市町村の行政の推移等が明らかとなるもの及び住民生活等を反映している文書で、重要なものを保存します。

移管元自治体から歴史公文書の移管を受けるにあたっては、歴史公文書の評価選別が必要になりますが、まず、移管元自治体では、統一的な評価選別基準に基づき一次選別を行い、共同公文書館では、それをさらに精査し、自治体間の均衡を失することのないように、二次選別を行うこととしております。

民間や江戸時代の藩などで作成された地域にある古文書や郷土資料等は、既に各地域にある歴史資料館などで保存されているため、引き続き歴史資料館や県立の九州歴史資料館（平成22年11月新築移転）で保存することが適当と考えています。

なお、郷土資料等の中には、公文書が含まれている場合もあり、それらを共同公文書館の歴史公文書とどう関連づけて、利用に供するかについては、今後の検討課題と捉えています。

6. 利用

共同公文書館で保存する歴史公文書は、非現用文書といえども、公文書であることには変わりはありませんので、当該公文書に記載された情報の内容によっては、利用が制限されます。

これは、当該公文書が、移管元自治体の管理下にある段階（現用文書）では、当該自治体の情報公開条例の規定により、開示が制限されることと同じです。

しかし、記載された情報が有する個人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過や社会情勢の変化に伴い、失われたりすることもあり、利用制限は原則として作成されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえ、時の経過等を考慮してもなお、利用を制限すべき場合には、必要最小限の制限を行うこととしております^(注v)。

また、利用者が自由に閲覧できる行政資料と違い、歴史公文書の利用については、利用請求書の提出等の一定の手続きが必要です。

この点については、利用の請求があれば、審査を行うことなく直ちに利用できる歴史公文書をあらかじめ特定し、文書目録の上で公表しておくこと（事前審査の取組）については、今後



閲覧室

の検討課題と捉えております。

7. 終わりに

さる5月31日に国立公文書館の館長を退任された高山正也氏を始め、関係者の皆様からは、「共同設置・共同運営の成果を期待する。」とのお言葉を機会あるごとに頂いておりますが、残念ながら、現在までのところ外部にお示しできる成果はなく、以下に、卑近な例を紹介することで御容赦ください。

それは、ある自治体から歴史公文書の利用請求があり、その内容は、今から40年程も前の別の自治体の中学校設置の事跡等を閲覧したいとの申出でした。

なぜ、40年も前の中学校の事跡等が必要なのかということ、その中学校は、周辺の自治体と共同で設置した一部事務組合立であり、最近ではあまりない事例だったからです。

このように、他の自治体の歴史公文書を先例として、自らの行政運営に活用することができるようにすることは、共同公文書館の目指すところであり、地域住民の利用はもとよりのこと、移管元自治体にとっても有意義な公文書館にしていきたいと思っております。

最後に、共同公文書館に対するこれまで以上のアーカイブズ関係者の御支援をお願いしまして、この稿を閉じたいと思います。

（こはら やすひろ・福岡県立公文書館長・
福岡県市町村公文書館長）

注

- i. 当組合は、昭和57年3月、県内市町村の職員採用試験や職員研修を共同処理するための一部事務組合として設立。平成21年4月、歴史資料として重要な市町村の公文書等の保存及び公文書館の管理運営に関することが業務として加わることにより、市町村側の公文書館の運営主体となった。
- ii. 共同公文書館開設までの経緯と取組等については、国立公文書館編集・刊行『アーカイブズ』49号（2013年3月）<<http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/049.html>>を御参照ください。
- iii. 『福岡県共同公文書館基本計画』p.1（福岡県庁ホームページに掲載）<<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/fl3/kyodokobunsyokankihonkeikaku.html>>
- iv. URL<<http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/>>
- v. 利用請求に対する処分に係る審査基準については、前掲注iv「福岡共同公文書館」ホームページ参照。

1. 天草アーカイブズの開館まで

天草アーカイブズの始まりは、平成12年旧本^{ほん}渡市^{とし}時代に、安田公寛^{やすだ きみひろ}市長（現天草市長）が初当選したときにさかのぼります。旧本渡市には、古文書を読む専門家がいなかったので、天草史料調査会というボランティア団体が古文書の調査研究をされていました。平成9年から始まったこの調査のお楽しみはバーベキュー会で、その席に安田新市長が招待されたのです。その際、調査会の主要なメンバーから「市長は当選されて1期目にまず何から始めますか」と訊かれた市長は、「透明性の高い行政を実現しなければならないので、情報公開をまず実現させたい。」と答えたそうです。すると、メンバーから「情報公開という名の下に、市長は必要な資料をひょっとすると廃棄しようとされていませんか。」と問い返されたそうです。市長は、「そのとき背筋に冷たいものがすっと流れるような気がした。」と申しております。「整理というのは、後に必要となる文書も、箱に詰めて廃棄するという作業なのではないか、自分ももしかして取り返しのつかないことをしているのではないか。」と思ったそうです。情報公開は保存年限内の公文書が公開の対象となります。保存年限が過ぎたら、公開する必要がないので、職員は廃棄予定の公文書を箱詰めにして、物理的に廃棄するばかりにして庁舎のあちこちに積み上げていました。

バーベキューの翌朝、安田市長は文書を管轄する総務部と学芸員を呼び、対策を講じるよう命じました。そこで、廃棄を凍結して教育委員会で預かることにしたのです。

ここから、担当の学芸員は走り始めました。本渡市公文書館設置審議会を立ち上げ、諮問し、答申をいただき、公文書館の名称を募集し、条例を制定し、公文書と地域史料保存のシステムとしての天草アーカイブズを、わずか2年で開館させたのです。

2. 業務

天草アーカイブズの業務には、大きく二つの特徴があります。一つは、天草市で作成され、非現用になった文書が全量天草アーカイブズに移管されてくるということ。もう一つは、行政文書ばかりでなく、地域史料も扱っているということです。

まず一つ目の特徴ですが、保存年限の過ぎた行政文書は、全量天草アーカイブズに引き継がれます。それぞれの部署で非現用文書になったものは、基本的に全て天草アーカイブズへ移管するよう条例に定めてありますので、天草市のほぼ全ての部署から非現用文書が移管されてきます。市長部局、議会事務局、教育委員会などはもとより、支所、学校、保育所、公民館などの出先機関も含まれます。さらに、平成18年に2市8町が合併していますので、各支所にある旧市町の文書も移管されてきます。作成部署で廃棄はできません。評価選別と最終的な廃棄決定の権限はアーカイブズが持っていることになります。

二つ目の特徴は、行政文書ばかりでなく、地域史料も扱うことです。古文書など古いものだけでなく現代資料も対象にしている、文書はもとより、天草に関する書籍、写真、絵葉書、パンフレットなど様々です。また、公的な資料ではありますが、天草市の機構に含まれないために、行政資料としては収集できない資料も地域史料として扱っています。例えば合併協議会、町村会文書等があります。

現在、市民の利用が多いのは郷土新聞と写真資料です。天草で明治以降に発行された新聞は、研究者以外でも利用しやすい資料ですので、閲覧しやすいようにマイクロフィルム化と見出し目録の作成を進めています。

市民からの写真資料の提供も多いのですが、これは、行政文書の中の、広報係などの写真を利用して講演活動や展示を行っていますので、それを機会に申し出て下さる場合がほとんどです。このように、市民から写真史料の提供の申し出があった場合は、まずアルバムや現像プリントをお預かりして、データ化します。その後、利用公開の承諾をいただき、現物はお返しします。天草アーカイブズが展示で利用する場合は、必ず本人に了解をとり、クレジットを入れるこ

とにしています。

古文書の調査は、毎年、夏期史料調査事業として、全国の研究者、大学院生、天草市民を含め52名の史料調査協力員により進めています。この制度の良い点は、天草アーカイブズが必要なときに必要な協力員と共に、作業ができることです。天草アーカイブズでは襖、屏風の下張り文書の調査をしています、その剥ぎ方や、下張り文書を元の状態に戻す同定の方法など、協力員の中の専門の方に夏の調査以外のときにも来ていただいたことがあります。また、郷土新聞の見出し目録作成にあたって、地元協力員と天草アーカイブズの都合に合わせて行うことができています。

さらに、特筆すべきこととして、この制度は、天草地域の史料調査が進んでいくばかりでなく、整理手法、技術を教えていただくことで天草アーカイブズ職員のスキルアップに大いに貢献していることを挙げておきたいと思います。

3. 施設と環境保存対策

天草アーカイブズは、本渡歴史民俗資料館の荷解き室からスタートしました。平成18年2月8町が合併したため、旧自治体のさまざまな施設が空くことになり、平成19年4月に旧五和町議会棟に本館機能を移しました。会議室、議員控え室などの窓を石膏ボード、断熱材で塞ぐなどの改修を行って、書庫として利用しています。温湿度管理は毎日一定の時間に計測し、状態に応じて除湿機を稼働させていますが、十分に管理できているとは言いがたいところです。また館外書庫として、閉校になった学校施設を利用していますが、築50年に近い施設もあり、適切な保存施設の確保が課題となっています。

4. 水害被災公文書救済

天草アーカイブズにとって、平成18年7月に旧町の公文書を水害で濡らしてしまったことは厳しい経験となりました。段ボール箱に詰めて5段に重ね、床に直置きしていたので、一番下と二番目が水に浸かり、上の三段も崩れ落ちてしまって被害を広げてしまったのです。専門家からは、床から少しでも上げて置けば湿気も防げると指導をうけていましたし、また旧町の担

当者からこの書庫は水害の危険性があると言われていました。にもかかわらず、手間を惜しんだために引き起こしてしまった被害でした。しかし、このとき安直に被害文書を廃棄せず、真空凍結乾燥法などさまざまな方法で救出したことは、天草アーカイブズの文書に対する姿勢を示すことになりました。さらに、この救出の経緯については、『平成18年7月豪雨災害における水損被害公文書対応報告書』としてまとめました。

5. MLA連携

天草市では、現在MLA連携として、資料館5館、文化交流館1館、中央図書館、天草アーカイブズ館長が集まり2カ月に一度、会議を開き、現在の業務の報告や連携してできることはないか話し合います。現在、教育現場で利用できる副読本を編集する動きが出てきています。

市民や団体から資料提供の申し出があった時には、資料館、図書館、天草アーカイブズの3館で日程を調整し、合同で資料の調査・受け入れに行きます。旧家からの申し出に対しても合同で行いますので、寄贈者も安心されます。また、閉校する学校も多いのですが、これも3館合同で資料の受け取りに行きます。こうすることで、資料の散逸が免れていると自負しています。もちろん、日常のレファレンス対応は、職員同士の連携が取れています。

6. 組織の歩みを記録することの重要性

天草アーカイブズに移管されてくる資料を見るたびに、それぞれの組織の歩みを記録することの重要性を強く感じます。例えば、図書館が開催する「読み聞かせ業務」「講演会」などの記録、日常業務としての、移動図書館の運行記録など、見落とされがちな記録も重要です。図書館は、図書管理が業務の中心ですので、自分たちの動きはなかなか記録として残っていきません。しかし、将来、図書館機能の充実や見直しの際には、確実に必要な記録になるはずです。最後に、図書館の行動そのものを記録していく重要性を訴えて、搁筆したいと思います。

(かねこ くみこ・

天草市立天草アーカイブズ館長)

はじめに

アーキビスト・サポート (以下、ASJ) は、「アーキビスト」になりたい人、「アーキビスト」業務においてスキルアップしたい人たちを応援すること、現役「アーキビスト」の想いや、引退したベテラン「アーキビスト」たちの志、すなわち知恵・技術やDNAを次世代に受け継ぐ場が必要と思った者が集まって2008年7月に発足したグループである。発足経緯や初期の活動は戸田光昭の報告^(注1)に譲り、本稿ではASJの顔となった「アーキビスト・カフェ」について紹介する。

1. アーキビスト・カフェー人と志をつなぎ学びあう場

発足時から活動の主軸としてきた「アーキビスト・カフェ」は、「二次会で話すことを、アルコール抜きでツマミにする」「みんなが交替

でセンセイ (話者) になる」を基本にスタート。気軽に学びあい成長する場として、回数を重ね、これまで14回開催した (表1)。ASJの「アーキビスト」の定義は広い。いわゆるアーキビストの領域に加えて、ひとり職場傾向にある博物館資料のドキュメンテーション・レジストレーション領域、図書館の郷土資料 (地域資料) や専門図書館で扱う特定分野資料の領域、目録作製やデータベース整備等の領域、編纂業務の領域、あるいは文書管理・記録管理・ナレッジマネジメントの領域などにおいて、プロフェッショナルとしての「志 (倫理)」を堅持しつつ、資料と人 (利用者) をつなぐことに喜びを見だして働く人々を、日本の「アーキビスト」と位置づけている。そのカラーが、カフェのテーマにも反映している。

カフェの前後、あるいは話題の中で、「アーキビストになりたい。非常勤でも就職して実務経験を積んだほうがよいか。公務員試験を受けたほうがよいか」と、助言を求める若手がいると、アーカイブズ関係の業務歴が長い公務員や会社員が、それぞれの立場から考えを伝えることは、日常的に行われている。また業務で直面

表1 アーキビスト・カフェ開催記録

	日時	タイトル	話題提供者 (敬称略)	概要
第1回 24名	2008.08.28 (土) 18:00~19:30	アーキビスト・サポート ~私たちの めざすもの	戸田光昭+けづかま +細井守	「アーキビスト・サポート」は、こころざしを同じくする人たちが少しずつ、つくりあげていく活動です。まずは、仲間を拡げます。
第2回 21名	2008.10.11 (土) 17:30~19:30	戦後生まれ記録メディア物語その1 ~インターネット前夜?~	本間純子 皆川登紀子	1995年以前のPC環境、ワープロ、通信など、新し目の好きたちが、どんな環境で書類や資料を作ったかに関するお話。
第3回 21名	2008.11.29 (土) 17:30~19:30	国境を越える アーキビスト・ネットワーク ~ICA, SAA大会等の報告~	古賀 崇+松崎裕子	ICA・国際アーカイブズ評議会やSAA・アメリカ・アーキビスト協会、IFLA・国際図書館連盟の各大会に関するお話。
第4回 16名	2009.01.24 (土) 17:30~19:30	戦後生まれ記録メディア物語その2 ~余は如何にしてDBを残せしか~	小林年春	苦労してつくったあのデータは、どれだけ残っているのか、DBソフトの歴史、データを残し続ける知恵についてのお話。
第5回 21名	2009.02.11 (祝) 14:00~16:00	アーキビストになりたくて... ~オーストラリアから、岩下さんの体験~	岩下ゆうき+国内文 書館関係者	オーストラリアにて、アーキビストとして働く岩下さんから、留学から就職まで、現在の仕事内容も含めたお話。
第6回 23名	2009.06.20 (土) 17:30~19:30	小平の歴史を拓く -ライブラリアン兼アー キビストとして市史編さんの扉を開く-	蛭田廣一	図書館のアーキビストとして「戦略的」に取り組んでこられた経験と、昨年度から取り組む「編さん」の仕事についてのお話。
第7回 17名	2009.08.22 (土) 16:30~18:30	ICA/SBL運営会議に参加して感じたこと -考えたこと	松崎裕子	国際アーカイブズ評議会・ICA/ビジネス・労働アーカイブズ部会・SBLの運営会議とセミナーについてのお話
第8回 30名	2010.02.27 (土) 17:30~19:30	岩田社長、《岩田書院ブックレット・アー カイブズ系》を語る	岩田 博+安藤正人	「岩田書院ブックレット・アーカイブズ系」は現在まで14冊。苦勞談などのお話。(安藤正人さんは著者の立場からコメント)。
第9回 34名	2010.07.31 (土) 17:30~19:00	MLA+RM in Japan 資格と研修	けづかま+参加者 の皆さん	ミュージアム(M) ライブラリ(L) アーカイブズ(A) レコードマネジメント(RM)や資料保存の資格・研修・履歴などの情報交換。
第10回 31名	2010.10.09 (土) 17:30~19:30	アーカイブズを学んだ社会人一年生	2006~2008年度・AC 修了者有志	学生時代に国文学研究資料館主催アーカイブズ・カレッジ(AC)で学び、修了後に様々な進路に進んだ社会人一年生のお話。
第11回 19名	2011.02.19 (土) 17:00~19:00	文学館研究から見るMLA	岡野裕行	HP「文学館研究会」を開設する岡野さんが、「ひろげる」「つながる」をキーワードに、「文学館研究」への抱負などのお話。
第12回 22名	2011.08.06 (土) 17:00~19:00	MLAの現場から ~国文学研究資料館 一現場の仕事を通じて「資格」「専門職」について考える	浅野真知	「アーキビストとは、資格とは」、学んできたことと実際に業務を行う上で求められたこととの比較や、「資格」「専門職」についてのお話。
第13回 30名	2011.10.01 (土) 17:00~19:00	文書館で中世ロンドン史研究	佐々井真知	ロンドン市内の英国国立公文書館、ロンドン市公文書館、2003年ごろのギルドホール図書館での利用者経験に関するお話。
第14回 25名	2012.02.02 (土) 13:30~16:00	野田市郷土博物館見学と【野田】出張アー キビストカフェ	佐藤正三郎+野田古 文書仲間の皆さん	JADSデジタルアーカイブサロンと合同で開催。初心者が挑んだ三年間の整理・解説・調査の展示に関する見学とお話。

*タイトルは一部省略。詳細は <http://www.ne.jp/asahi/archivists/support/cafe.html> を参照

する課題へのヒントや手がかりを求め情報交換を行ったり、担当催事の広報活動から人の輪が広がったり。カフェが縁で研究会や出版物に結実した事例もある^(注ii)。

2. カフェの発展形—図書館総合展の経験

2012年11月20～22日、パシフィコ横浜で開催された第14回図書館総合展に出展した。テーマは「アーカイブズ(A)をどのように図書館関係者へアピールするか」。MLA、MALUI連携の提案の一方で“A”に詳しくない図書館関係者もいることを踏まえ、次の3手法でアーカイブズ活動を総合的に紹介した。

1) パネル展示：アーカイブズとは何か・図書館とアーカイブズの相違・よく寄せられる疑問を3枚のパネルにまとめ展示した。

2) ブックリスト配布：文献紹介を目的に『これを読めばアーカイブズがわかるブックリスト』を制作し冊子配布した^(注iii)。アーカイブズへの理解を促す構成とし、言葉の定義、主要キーワード、図書館内にあるアーカイブズ資料を活かす10のステップ、出展中のアーカイブズ関連ブース一覧も収録した。

3) 広報資料配布：全国のアーカイブズ関係機関の広報資料の配付を行った。メンバーによる各機関・学協会への個別呼びかけや、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会広島大会で得た多数の賛同者の協力で、約70の関係機関より1万部を越える広報資料が集まり、今回の配布が実現した。

1では期間中、メンバーが積極的に来場者へ呼びかけ、来訪者の理解・関心に応じた説明も行った。2のブックリストは、基本を網羅する構成から、図書館関係者だけでなくアーカイブズ初学者にも有益な内容となり、好評で急遽増刷、終了後も反響が続いた。現在ASJのサイトで公開している^(注iv)。

3は、自治体・企業・大学アーカイブズ、編纂部局、アーカイブズ学の履修案内や文書管理系の検定案内など、「アーカイブズ」の多用さの可視化となった。公私のアーカイブズ関係機関の広報資料が1箇所ですべて入手できる、希有で有益な場の実現は、メンバーのネットワーク力の表れでもある。各地から来場する図書館関係者

が、各広報資料に惹かれ、遠近を問わず、熟覧する姿が印象的だった。

おわりに

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会運営委員座長だったけづかが、ASJの呼びかけを始めた動機は、正規雇用者のポスト削減や後任不在が端緒である。任期付雇用は増加の一途で、雇用形態も多様化。社会構造全体の変化の中、正規雇用者も、非正規雇用者も、若手もベテランも、ともに支えるしくみが必要ではないか。職場や業界内でのノウハウの継承が無理なら、新たな場をどこかに作ればよい。それがASJやカフェの発想につながった。メンバーがそれぞれの力を発揮し、互いに学び合う場になった点が、カフェの特徴といえよう。

全国の公立図書館数3,274、博物館関係施設5,747(平成23年度調査)。アーカイブズは62。学会認定資格は出来たが、「アーキビスト」は日本のMLAでは後発の専門職であり、社会的認知度向上はこれからである。

とりまく環境変化を意識しつつ、ASJは他の学協会とはひと味違う活動をめざし、ゆるやかなつながりで活動を継続してきた。設立から5年の節目を迎え、各種の期待を受け止めつつ、新しい形で「かたりあう場」を継続していきたいと考えている。

*注

- i. 「談話室 第13回 アーキビスト・サポート(ASJ)」『専門図書館』No.235 2009.5
 - ii. 東京基督教大学教会アーカイブズ研究会編『教会アーカイブズ入門』いのちのことば社 2010
 - iii. このリストは澁田勝が作成・提供した図書リストをもとに小林年春がASJ版案をまとめ、メンバーによる検討・加除作業後、阿部伊作が吉岡利之の協力でレイアウトを実施、最終原稿は吉岡が作成。
 - iv. 終了後、NDL「CA-P」および特種紙商事「ブログもんじょ箱」サイトで紹介。ASJ掲載サイトはPDF版：<http://www.ne.jp/asahi/archivists/support/booklist2012.pdf> EPUB版：<http://www.ne.jp/asahi/archivists/support/booklist2012.epub>
- *本稿は2章を柴井千佳・小林年春が執筆。全体の執筆と2章の調整をけづかまりが担当した(文責はけづかまり)。

ジャン・ファヴィエ著・永尾信之著『文書館』
(白水社 1970)

図書館職員のために書かれた文書館入門書。刊行後40年以上経てもなお文書館の歴史や基本理念に関して知るには格好の一書です。

高野修著『日本の文書館』(岩田書院 1997)

日本の記録資料保存の歴史と文書館に関する概論をコンパクトに解説した本です。

小川千代子著『世界の文書館』

(岩田書院 2000)

世界における文書館施設の概要を紹介している本です。各国の事情によって異なる文書管理の考えが学べるとともに、その根幹は何かを考えさせられる一書です。

小川千代子・高橋実・大西愛編

『アーカイブ事典』(大阪大学出版会 2003)

題名は事典となっていますが、文書館を知るための読み物として様々な内容が盛り込まれています。内容的には、公文書管理法施行以前の内容のため、若干古い所もありますが、アーカイブズに関する基本的な考え方や実際施設で行われている業務等をより詳細に知ることが出来ます。

安藤正人著『草の根文書館思想』

(岩田書院 1998)

地域に根ざしたアーカイブズとは何かを事例を示しながら解説したブックレットです。全国には実に様々なアーカイブズ施設が存在しており、それは自治体立だけではなく個人や団体によるものもあり、それぞれの施設が後世に記録史料を遺すために奮闘している様子を伝えています。

松岡資明著『アーカイブズが社会を変える』

(平凡社 2011)

「公文書管理法」施行以降の公文書管理の在り方や情報公開との関係、文書館と社会との関わりの変化等をわかりやすく述べています。

粕屋一希ほか著『図書館・アーカイブズとは何か』(別冊「環」15)(藤原書店 2008)

題名のとおり図書館とアーカイブズ(文書館施設)の現状や連携の在り方について、現場の視点からの報告集となっています。複合施設としてのメリット・デメリットについても言及されており、これからのLA連携について考える一書です。

瀬畑源著『公文書をつかう：公文書管理制度と歴史研究』(青弓社 2011)

文書館利用者の視点から書かれており、図書館ユーザーとの相違点を知るための一書です。

岩上二郎著『公文書館への道』

(共同編集室 1988)

岩上二郎参議院議員による議員立法によって成立した「公文書館法」成立までの経過について本人自らが綴った記録です。幾多の困難があった末の同法成立であったことがわかります。

大濱徹也著『アーカイブズへの眼：記録の管理と保存の哲学』(刀水書房 2007)

これまでどちらかといえば歴史研究に偏りがちであったアーカイブズの利用について、本来のアーカイブズの在り方と利用者像について理念的に言及した書です。

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編

『地域文書館の設立に向けて』1～5

基礎的自治体を中心とする地域文書館の基本的な在り方や、同施設で日常的に取り扱う行政文書や諸家の古文書等の収集・整理・保存・公開方法についてわかりやすく解説したブックレットです。

安澤秀一著『史料館・文書館学への道：記録・文書をどう残すか』(吉川弘文館 1985)

文書館施設における現場の視点から初めて「文書館学」という概念を説いた本。その後の、文書館設立運動の歴史とその背景を学ぶ上でも一読をお奨めします。

(参加報告) 資料保存セミナー
「水に濡れた塗工紙の対処方法～ページ
の貼りつきを回避するために～」

青木留美子

2013年5月24日に日本図書館協会で開催された、資料保存委員会主催「平成25年度第1回資料保存セミナー」に参加した。「水に濡れた塗工紙の対処方法～ページの貼りつきを回避するために～」と題して、講師の真野節雄氏(東京都立中央図書館資料保全専門員)と佐々木紫乃氏(東京都立中央図書館資料修復専門員)により、水に濡れた塗工紙の固着に関する実験とその考察についての報告が行われた。参加者は43名であった。

まず、真野氏から実験を行った動機についての説明があった。水濡れ資料への対応はカビを避けるために「早く乾燥させること」が重要であるとされてきたが、配水管からの漏水や雨漏り、東日本大震災の津波の被災資料救済の経験から、人手が限られている被災現場での塗工紙の固着回避の難しさを実感し、固着の回避方法を探ろうと実験を行ったとのことであった。

塗工紙とは、塗工印刷用鉱物性顔料と天然又は合成の接着剤とを混合し、これを原紙に機械的に塗工し、乾燥したものを、スーパーカレンダーなどで光沢をつけた紙である。固着は接着剤を含んだ平滑な塗工面に水分が与えられるとそれが乾燥するときに生じる。塗工紙は1915年頃から国内生産されるようになり今では様々な種類があるが、生産された年代によって使用されている顔料や接着剤などは変化しているとのことであった。実験は、1938年～2012年に発行された雑誌、行政資料、図録、塗工紙見本帳のサンプルを、

- ①水道水に浸ける
- ②汚水(屋外の水受けに溜まった水)に浸ける
- ③汚水に浸けた後、水道水で洗浄する方法で濡らし、
 - a. 未処置
 - b. ビニール袋に封入
 - c. ビニール袋に封入し冷凍
 - d. ガスバリア袋に封入し脱酸素状態
 - e. ガスバリア袋に封入し掃除機で脱気状態にしたものを、それぞれ直後から3ヶ月の間で

期間を変えて放置し乾燥させ、固着具合を調査する方法で行われた。

水に濡れた塗工紙の対処方法としては濡れた状態から素早くページを開き乾燥させる方法が基本であるが、実験の結果、資料が大量で一度に対処しきれない場合は、濡れたままビニール袋に封入し冷凍しておき、対処できる分だけ自然解凍させると濡れた当初の状態から作業を始めることができ、固着回避に有効であるとのことであった。また、水道水に浸けたものには固着が少なかったことから、固着は水分だけでなく微生物の増殖によって促進されるのではないかと考えられるので、冷凍庫がすぐに確保できない場合は、資料をビニール袋に封入したり、脱酸素状態にしたりして乾燥を防ぎ微生物の発生や増殖を抑えれば、ある程度固着を回避できるのではないかとのことであった。その他、汚水に浸けた資料を水道水で洗浄すると固着が緩和されるという報告もあった。

報告後、質疑応答が活発に行われ、参加者の関心の高さが伺われた。

今回のセミナーに参加して、講師たちがこのような実験や考察を業務の傍ら行い、その内容を情報発信されていることに、被災資料救済に対する熱意を感じた。また、いざという時に役立つ技術はその場の単なる思いつきではなく、平素から検証を重ねた裏付けがなければならぬものだと考えさせられた。最後に真野氏から、今回の報告はあくまでも技術者の立場からの塗工紙救済の可能性の提案であるとお話があったが、今後は科学的な見地から塗工紙の固着回避の研究が進められることに期待したい。

(あおき るみこ・国立国会図書館)

世界図書館情報会議：
第79回国際図書館連盟年次大会
(シンガポール大会)の紹介

岡橋明子

毎年8月に開催される国際図書館連盟(IFLA)年次大会では、分科会等が主催する公開セッション、各国図書館団体や関連企業等が出展する展示会、個人や図書館によるポスタ

一発表等に、誰でも参加することができる。

「未来の図書館：無限の可能性」と題する今年の年次大会は、2013年8月17～23日にシンガポールで開催される。会期中に実施される資料保存関連の公開セッションや年次大会にあわせて催されるイベントを、いくつか紹介したい。

児童ヤングアダルト図書館分科会・資料保存コア活動（PAC）共催サテライトミーティング

「未来を作る：あらゆる種類の児童・ヤングアダルト文化遺産の保存・デジタル化・アクセス」をテーマに、バンコク（タイ）で開催される。児童ヤングアダルトと資料保存という異色の組み合わせである。わらべうた・ストーリーテリングからビデオゲームまで、また、紙の本からeブックまでと形態・媒体ともに多様な児童・ヤングアダルトのための文化遺産の保存と提供に関する課題、図書館が果たすべき役割などを論じる報告が数多く予定されている。<<http://iflabangkok2013.tkpark.or.th/index.html>>

資料保存分科会サテライトミーティング

8月14～15日に大会開催地のシンガポールで行われる。「災害と図書館：紙とデジタルコレクションのための予防・処置・復旧及び災害後のインフラ」と題し、災害による資料への被害を最小限に抑えるための新技術について、ワークショップを交えた発表が行われる。他に、被災対応の事例や処置方法に関する調査研究、復興のための地域及び国際協力の役割等についての報告、さらに、IFLAの災害への関わり方についての公開討論会も行われる予定である。<<http://www.ifla.org/events/singapore-2013-satellite-meeting>>

資料保存分科会・情報技術分科会・写本貴重書分科会・議会図書館分科会共催セッション

「未来に向けての保存：現物保存とデジタル保存の統合」をテーマに行われる。従来のな形ある資料とそれら有体物のデジタル複製物、オープンデジタル資料など、多種多様な情報を図書館資料として等しく管理し、長期利用を保証する上で欠かせない一体的な取り組みに関する事例報告が予定されている。国立国会図書館

からは、国内外の様々な機関・団体と協力し取り組む「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ構築プロジェクト」について報告を行う。<<http://conference.ifla.org/ifla79/session-146>>

資料保存コア活動（PAC）公開セッション

「アジアにおける文化遺産の保存：協力の進展」をテーマに、米国議会図書館とユネスコが推進する電子図書館プロジェクトやデジタル保存のための図書館協力など、アジア地域における保存活動の新しい動向がとりあげられる。PACアジア地域センター（国立国会図書館）は、東日本大震災後の文化財レスキュー事業について報告する。文書館・博物館とは異なる図書館ならではの災害対応のためのポイント、2年間のレスキュー事業の成果と課題等が協力の観点から語られる。<<http://conference.ifla.org/ifla79/session-188>>

IFLAのホームページに順次掲載される各イベントの概要や発表ペーパー（一部）は、それぞれの最後に記したURLをご参照いただきたい。（おかはし あきこ・国立国会図書館）

editor's desk

冒頭で新井氏が述べているように今回の特集は文書館です。アーカイブズにおける画期的な取り組み、市町村レベルの地道な取り組み、NPOによる周辺からのサポート等取上げました。資料保存だけでなく、図書館業務においても、参考かつ刺激になれば幸いです。（む）

ネットワーク 資料保存 第105号 2013年9月

編集・発行：日本図書館協会 資料保存委員会
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
☎03-3523-0812 FAX03-3523-0842
郵便振替口座 00120-0-119624

印刷：株式会社アップス
用紙：三菱書籍用紙（イエロー）AP
（pH8.1冷水抽出法）

年間購読料：2000円（年4回刊行、送料込み）
定価：500円（本体価格 476円）
